

Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Autumn 2022

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2022年秋号



クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints（2022秋号）」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2022年11月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬



Contents

▶ 制度動向トピック 3

金融規制(日本・国際)

監査

会計

税制

その他

▶ 金融規制(日本) 9

【金融庁】

「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」
および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」
を公表

【金融庁】

「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を
公表

【金融庁】

「2022事務年度金融行政方針」を公表

【GPIF】

「2021年度 ESG活動報告」およびその別冊として「2021
年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を
刊行



制度動向トピック

国内規制

金融庁：「FinTech実証実験ハブ」支援決定案件の実験結果を公表

金融庁は6月28日、「FinTech実証実験ハブ」支援決定案件の実験結果を公表しました。

今回の実験では投資信託の目論見書の電子交付において、HTML形式により作成された目論見書を用いることにより、投資信託販売時における商品内容の説明実務の高度化や、顧客の利便性・満足度等の向上が可能か等が検証されました。

一連の実験の結果、交付を受けた目論見書を書面（紙）として残しておきたいという需要も一部存在するものの、HTML版は他の形式と比べて、視認性や利便性が評価されていることが確認されています。

国内規制

金融庁：「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表

金融庁は7月12日、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

本案は金融機関における気候変動への対応について、金融庁の基本的な考え方をまとめたものであり、2021年6月に公表されたサステナブルファイナンス有識者会議報告書において提言された、「金融庁の監督上の目線を盛り込んだガイダンス」にあたるものです。

今般、パブリックコメントに対する金融庁の考えを公表するとともに、追記・修正が行われています。また、今後も実際の進展も踏まえながら、幅広い関係者との議論を行い、金融庁による金融機関との対話の継続的な改善に努めていく方針とされています。

国内規制

環境省：「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」を公表

環境省は7月5日、「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」を公表しました。

これらのガイドラインは、国際議論の動向や、国内施策の進展等を踏まえ、我が国のサステナブルファイナンス市場を更に健全かつ適切に拡大していくために2021年12月に設置された「グリーンファイナンスに関する検討会」で見直し等の検討が実施されました。

改訂の主なポイントは以下の通りです。

- ▶ グリーンプロジェクトにおける「グリーン性」の判断の観点の明確化
- ▶ 国内における資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな効果の例について、ポジティブリストとして一覧表の形で整理
- ▶ グリーンボンドフレームワーク、外部レビューの実施を資金調達者に対する重要な推奨項目として位置付け、実施を推進
- ▶ プロジェクトに付随するネガティブな効果の特定・緩和・管理に関する市場への説明を推奨
- ▶ 今後大きな拡大が期待されるサステナビリティ・リンク・ボンドのガイドラインを新規策定

国内規制

金融庁:「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」を公表

金融庁は7月12日、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」を公表しました。

本報告書および行動規範(案)は、IOSCO(証券監督者国際機構)における報告書「ESG格付けデータ提供者」が公表されたことや、英国や欧州、インド等におけるESG評価・データ提供機関に係る規制の導入の可能性も含めた評価の質の向上に向けた議論が行われている等の動向を踏まえたうえで、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」が、議論の結果をとりまとめたものになります。

(詳細は、9ページをご参照ください。)

国内規制

日本取引所グループ:「ESG債情報プラットフォーム」を公開

日本取引所グループは7月19日、「ESG債情報プラットフォーム」を公開しました。

本ESG債情報プラットフォームは、これまで発行体・評価機関・証券会社等のウェブサイトに表示していた情報(証券情報、発行体情報(戦略含む)、資金使途・インパクトの情報、外部評価機関による評価情報等)を集約・一元化したものです。

2016年以降に条件決定され、公募により発行されたESG債がESG債情報プラットフォームに掲載される対象となります。

国内規制

金融庁:「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を公表

金融庁は7月13日、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を公表しました。

2021年6月に「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」(第一次報告書)を公表以降、計5回にわたり、第一次報告書において提言としてとりまとめた施策の進捗状況について、随時把握が行われ、国内外の動向等を踏まえた更なる重要課題について議論が行われ、本報告書はこれらの議論を踏まえてとりまとめられたものになります。

本第二次報告書では、主に、サステナブルファイナンスを取りまく諸課題と、「開示の充実」「市場機能の発揮」「金融機関の機能発揮」「横断的施策」の4つの取組みに関する進捗状況および今後の課題等が整理されています。

(詳細は、12ページをご参照ください。)

国内規制

投資信託協会:「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」を公表

投資信託協会は7月22日、「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」を公表しました。

本提言は、「成長と分配の好循環」により、『未来を切り拓く「新しい資本主義」』に向け、投資信託協会が果たすべき役割として検討した内容をまとめたものです。

具体的には以下の内容となっています。

- ▶ 「新しい資本主義のための投資信託等の貢献」
 - ー 今後投資信託等に期待される役割
- ▶ 投資信託協会が目指す20年後の目標
 - ー すべての人が継続的に投資をする社会を目指す
- ▶ 新しい資本主義のための資産運用業界の役割と責務
 - ー 資産運用高度化、プロダクトガバナンスの徹底等
- ▶ 政府に期待する施策
 - ー NISAおよびつみたてNISAの抜本的拡充等の5点

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表

金融庁は7月22日、「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表しました。

本改正は、現在、信託会社のみ認められている暗号資産の受託のうち、管理型信託業に限定して、暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行うことができる業務を、信託銀行も行うことができるようにすることに伴い、監督上の着眼点を明確化するために行うものです。

国内規制

内閣官房:「人的資本可視化指針」を公表

内閣官房の非財務情報可視化研究会は8月30日、「人的資本可視化指針」を公表しました。

人的資本可視化指針は、人的資本の可視化への期待が高まる中、特に人的資本に関する情報開示の在り方に焦点を当て、既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理した手引きとして編纂されたものであり、企業が自社の業種やビジネスモデル・戦略に応じて積極的に活用することを推奨されています。

また、人材戦略の在り方について提言した「人材版伊藤レポート(2020年9月)」および「人材版伊藤レポート2.0(2022年5月)」と併せて活用することで相乗効果が期待できるとされています。

国内規制

証券取引等監視委員会:「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表

証券取引等監視委員会は8月2日、「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表しました。

近年の金融商品取引業者を取り巻く環境等を踏まえ、令和4事務年度における、金商業者に対する証券モニタリングの検証事項についてとりまとめたものです。

仕組債のように複雑なリスク構造をもつ商品の販売についての販売対象顧客の設定や、顧客説明に関する社内ルールの整備状況の検証、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの充実といったビジネスモデルの変化により、金商業者に与える影響、それらを踏まえた内部管理態勢の構築についての検証等を行うとしています。

国内規制

金融庁:「2022事務年度金融行政方針」を公表

金融庁は8月31日、「2022事務年度金融行政方針」を公表しました。

2022事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取組む上での方針が策定されたものになり、「経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ」、「社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する」、「金融行政をさらに進化させる」の3つを重点課題としています。

(詳細は、15ページをご参照ください。)

国内規制

経済産業省：「伊藤レポート3.0(SX版伊藤レポート)」「価値協創ガイダンス2.0」を公表

経済産業省は8月31日、「伊藤レポート3.0(SX版伊藤レポート)」および「価値協創ガイダンス2.0」を公表しました。

「伊藤レポート3.0(SX版伊藤レポート)」は、2021年5月に経済産業省が立ち上げた「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会」の報告書として、サステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)の実践の重要性を述べるとともに、SXの実現に向けた具体的な取組みが整理されています。

「価値協創ガイダンス2.0」は、SXの実現に向けた経営の強化、効果的な情報開示や建設的な対話を行うためのフレームワークとして、現行価値協創ガイダンスをアップデートしたものです。

国際規制

EBA、EIOPA、ESMA(ESAs)：サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)に基づく主要な悪影響の任意開示に関するレポートを公表

EBA*、EIOPA*、ESMA*(ESAs)は7月28日、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)に基づく主要な悪影響の任意開示に関するレポートを公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- ▶ 任意開示の対応状況については、企業によって大きく異なる状況ではあるものの、全体としてSFDRの適用以来最初の開示としては、詳細とは言えない状況であった。SFDRのレベル2適用により、当該状況の変化が期待される。
- ▶ 全体としてパリ協定の目的との整合性の程度に関する開示の水準が低い状況にある。また開示がなされている場合であっても、漠然とした開示になっている状況がみられる。
- ▶ 金融市場参加者が投資意思決定の悪影響を考慮しない理由の説明として要求される詳細開示の水準が低い。

* EBA : European Banking Authority(欧州銀行監督機構)

EIOPA : European Insurance and Occupational Pensions Authority(欧州保険・年金監督当局)

ESMA : European Securities and Markets Authority(欧州証券市場監督局)

国内規制

日本政府：「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表

日本政府は9月13日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しました。

企業における人権尊重の取組みを後押しするため、2022年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」が設置されて検討が重ねられ、本ガイドラインの策定・公表に至っています。

本ガイドラインは法的拘束力はないものの、日本で事業活動を行う全ての企業に対し、以下の取組みを求めています。

- ▶ 人権方針の策定
- ▶ 人権デュー・ディリジェンス(人権DD)の実施
- ▶ 救済の実施(救済メカニズムの構築)

国際規制

Investor Agenda：「The 2022 Global Investor Statement to Governments on the Climate Crisis」の署名機関数を公表

Investor Agendaは9月13日、気候危機に関する各国政府への政策提言である「The 2022 Global Investor Statement to Governments on the Climate Crisis」について、532の機関投資家が署名したことを公表しました。

当該声明の概要は以下の通りです。

- ▶ 各国政府による2030年の国別目標が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に合致していることの確認
- ▶ 2030年の温室効果ガス排出量を1.5°Cに抑えるという目標と整合させるため、実体経済全体での国内政策の実施、早期の行動
- ▶ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の削減に貢献し、2030年までに排出量を2020年比で少なくとも30%削減を目指すグローバル・メタン・プレッジの効果的な実行をサポート
- ▶ 途上国のニーズに焦点を当て、緩和、適応、レジリエンスのため、官民両セクターから気候変動対応資金の提供を拡大
- ▶ 金融システム全体における気候関連情報開示の強化

制度動向トピック

税制

OECD: BEPS 2.0プロジェクト第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書を公表

OECDは7月11日、BEPS 2.0プロジェクトについて、「第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書(プログレスレポート)」(以下、「進捗報告書」という。)を公表しました。

この進捗報告書は、Amount Aの基本構成要素を網羅するOECD事務局から公表されたコンサルテーションドキュメントであり、モデルルール形式を取っていますが、新たな課税権の行使に関する手続き(税の確実性に関連する規定を含む)はまだこの進捗報告書に盛り込まれていません。また、進捗報告書と併せてOECDから公表されたその他の文書によって、Amount Aルールが2023年中には発効しないことが明らかになりました。

今後、2022年10月の包摂的枠組みの会合でルールの確定を目指す方針となっており、確定次第、Amount Aルールは多国間条約(MLC)に盛り込むための条項に置き換えられ、包摂的枠組みの参加国・地域による調印と批准を受けます。必要数の国・地域の批准を経て2024年中にMLCを発効させることを目標として、2023年上半年にMLCの調印式を開催する段取りで作業を完了させることが見込まれています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-08-02

税制

金融庁:「金融庁の令和5年度税制改正要望について

金融庁は8月31日、「金融庁の令和5年度税制改正要望について」を公表しました。

令和5年度税制改正要望における主な要望項目は以下の通りです。

- ▶ NISAの抜本的拡充、金融所得課税の一体化、資産形成促進に関する費用に掛かる法人税の税額控除の導入等「資産所得倍増プラン」の実現のための対応
- ▶ 海外進出における支店/子会社形態の税制上の取扱いの同一化や海外ファンドとの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の恒久化
- ▶ 暗号資産の発行法人が事業成長のために自己保有する暗号資産について期末時価評価課税の対象外とすること
- ▶ 生命保険料控除制度の拡充、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長
- ▶ スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う所要の措置、サステナブルファイナンス分野における所要の措置

なお、その他の各府省庁からの要望事項の詳細は財務省ホームページに掲載されています。

税制

英国:不動産等の所有に係る海外事業体登録制度を施行

英国において8月1日、不動産等の所有に係る海外事業体登録(Register of Overseas Entities)制度が施行され、英国内の物件または土地を購入、売却、または譲渡しようとする海外事業体は、企業登記局(Companies House)への登録を行うこととされました。このうち、土地の登記に関わる規定は9月5日に適用開始となっています。

なお、本制度の規定は遡及的な効力を有しており、物件を過去に取得した事業体は、1999年まで遡って登録を要求される可能性がある点、ルールを遵守しなかった場合に罰金および刑事罰を科される可能性がある点には留意が必要です。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-09-09

税制

OECD: 税制優遇措置と第2の柱の相互作用に関するレポートを公表

OECDは10月6日、「税制優遇措置とグローバルミニマム課税: GloBEルール導入後における税制優遇措置の再検討(Tax Incentives and the Global Minimum Corporate Tax: Reconsidering Tax Incentives after the GloBE Rules)」と題するレポートを公表しました。

同レポートは、各国・地域における現行の税制優遇措置の使用をグローバル税源侵食防止(GloBE: Global Anti-Base Erosion)ルールに照らして取り上げており、その主な規定が各国・地域の税制優遇措置にそれぞれどのような影響を及ぼし得るかを説明しており、GloBEルールの実施を踏まえて自国・地域の税制優遇措置環境を見直す際に検討すべき提言を示しています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-10-26

OECD:暗号資産報告枠組みおよび改正CRSの公表

OECDは10月10日、本年3月に公表した公開諮問文書(Public Consultation Document)に対する意見募集を経て、自動的情報交換に係る暗号資産報告枠組み(Crypto-Asset Reporting Framework、以下、「CARF」という。)および改正共通報告基準(Amendments to the Common Reporting Standard、以下、「改正CRS」という。)を公表しました。

CARFおよび改正CRSでは、報告対象となる特定暗号資産の範囲や報告要件に関して公開諮問文書から変更が加えられています。また、今回公表されたものは本邦国内法制化の基礎となるルールおよびコメントリーで、実施に必要な事項(報告スキーマや導入タイムライン等)は今後公表される予定とされており、国内法制化の動きと併せて留意が必要です。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-10-14

GPIF:「2021年度 ESG活動報告」およびその別冊として「2021年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行

GPIFは8月24日、今回で5回目の発行となる「ESG活動報告」(以下、「本活動報告」という。)を刊行しました。

2021年度版は、同年度のESGに関する取組みの紹介やポートフォリオのESG評価等に加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言を受けた分析がさらに充実しています。

具体的には、①カーボンニュートラルの実現に向けた官民の政策動向の整理、②中央銀行等が採用するシナリオに基づいた気候変動リスク・機会のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再生可能エネルギー案件における温室効果ガス排出量の削減量の分析等が新たに行われています。

また、GPIFは9月30日、本活動報告の別冊として今回で3冊目となる「2021年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行しました。

(詳細は、19ページをご参照ください。)



■ アセットマネジメントの会計実務(第2版)

EY新日本有限責任監査法人 編

出版社	中央経済社
価格(税抜き)	5,400円
発行年月	2022年10月
ISBN	978-4-502-43971-1

本書では、アセットマネジメントに関する規制から会計処理・開示、内部統制のポイントについて詳細に解説しています。第2版では主に以下について対応しています。

- 時価算定会計基準等の適用や、GIPS基準改訂等をフォロー
- 投資信託の併合や不動産投資法人の合併の会計処理について解説を追加
- ベンチャーキャピタル&ファンドについては、新章を設けて、会計処理・開示・内部統制を詳説
- 委託業務内部統制評価について実務指針の見直しを踏まえ再整理

■ 本書の主な構成

- 第1章 日本のアセットマネジメントの概要
- 第2章 証券投資信託の会計実務
- 第3章 不動産投資法人の会計処理とディスクロージャー制度
- 第4章 ベンチャーキャピタル&ファンド
- 第5章 委託業務内部統制評価
- 第6章 GIPS基準およびGIPS検証

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」を公表

■ 概要

金融庁は7月12日、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」(以下、「報告書」という。)および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」(以下、「行動規範(案)」という。)を公表しました。

本稿では報告書および行動規範(案)の要旨を示します。

■ 「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」

1. ESG評価・データをとりまく現状と課題

- ▶ サステナブルファイナンスの急速な拡大を受けて、企業のESGの取組状況等について情報を収集・集約し、評価を行う「ESG評価・データ提供機関」の影響力が大きくなっています。
- ▶ 一方、ESG評価・データの対象・利用が拡大する中で、サービスの提供のあり方については、いくつかの課題が指摘されています。

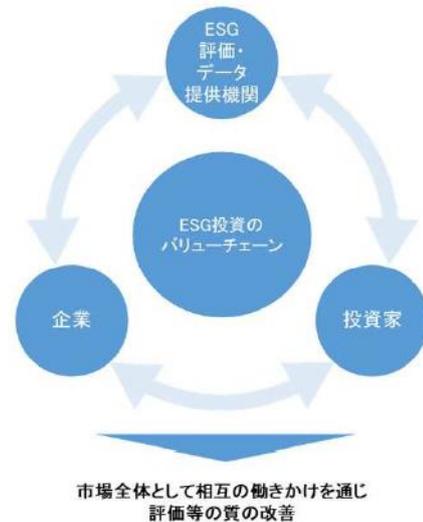
サステナブルファイナンス有識者会議の2021年6月の報告書で指摘された課題

評価の透明性と公平性の確保	評価機関ごとに評価基準等が区々で、評価結果の理解が困難
潜在的な利益相反	評価対象となる企業に有償でコンサルティングサービスを提供
人材の確保	評価の質を確保するための人材の確保の必要性
企業の負担感	多くの評価機関から質問票が寄せられ負担が多いが、評価への納得感は必ずしも十分でない

2. 報告書および行動規範(案)の公表の経緯

- ▶ 2021年6月の金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」報告書では、ESG評価機関の公平性や中立性を確保する「行動規範」の議論を進めるべき旨が指摘され、2022年2月に同会議に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」が設置され、行動規範の内容や、企業や機関投資家における課題等について広く検討がなされました。
- ▶ これらの議論を踏まえ、同専門分科会において、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関について評価の透明性・公平性を確保するための「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」をとりまとめました。
- ▶ 併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言とともに「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」として公表しました。

図：ESG投資の取り巻くインベストメントチェーン



出典：金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」

3. ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)の概要

行動規範(案)に盛り込まれたESG評価機関・データ提供機関への提言は、6つの原則で構成されています。

原則1(品質の確保)

- ▶ ESG評価・データの品質確保をし、そのために必要となる基本的手続きを定める

原則2(人材の育成)

- ▶ 評価・データサービスの品質確保のための専門人材を確保する
- ▶ 自社人員の専門的能力を育成する

原則3(独立性の確保・利益相反の管理)

- ▶ 独立して意思決定を行い、生じ得る利益相反に適切に対処できる実効的な方針を持つ
- ▶ 業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避、リスクを適切に管理・低減する

原則4(透明性の確保)

- ▶ 評価の目的・考え方・基本的方法論等、サービス提供に当たっての哲学を明らかにする
- ▶ 提供するサービスの策定方法・プロセスについて、十分な開示を行う

原則5(守秘義務)

- ▶ 業務に際して非公開情報を取得する場合、適切に保護するための方針・手続きを定める

原則6(企業とのコミュニケーション)

- ▶ 企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善する
- ▶ 評価対象企業から、評価の情報源に問題提起があった場合には、適切に対処する

出典：https://www.ey.com/ja_jp/financial-services/rising-esg-rating-and-data-issues-in-effective-sustainability-strategy-and-the-purpose-of-code-of-conduct-proposed-in-the-jfsa-report

また、前頁の図のとおり、インベストメントチェーン全体を通じた環境整備を図っていく観点から、ESG評価・データ提供機関への提言に加えて、以下の投資家・企業への提言が含まれています。

<投資家への提言>

- ▶ 投資家は、自らが投資判断等に用いているESG評価・データについて、評価の目的、手法、制約を精査・理解し、評価結果に課題があると考え得る場合等には、ESG評価・データ提供機関や企業と対話を行うべきである
- ▶ また、投資家自身が投資判断においてどのようにESG評価・データを利用するかについての基本的考え方を、一般に明らかにすべきである

<企業への提言>

- ▶ 企業においては、規制動向等も踏まえつつ、ESG関連の情報をわかり易く開示すべきである

4. ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書の概要

報告書では、ESG評価機関および機関投資家・企業への期待が以下のようにとりまとめられています。

ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

- **透明性の確保**
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること
- **人材の育成**
専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること
- **利益相反の回避**
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること
- **企業とのコミュニケーション**
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)
- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)

【EY Viewpoint】

- ▶ サステナブルファイナンスの拡大により、裏付けがより具体的な形で求められるようになってきました。それにつれて、ESG格付けと呼ばれるような、企業のESG要素に関する取組み・課題に関する調査・分析を行う評価機関、ESGデータの収集や提供を行うデータベンダー等の、ESG評価・データ提供機関の重要性が増してきています。
- ▶ 評価対象となる一般企業やアウトプットを利用する投資家に対する提言も含んでおり、ESG評価・データの多様性と適切性に関する、市場関係者間の議論が高まることが期待されます。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】

「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を公表

■ 概要

金融庁は2022年7月13日、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書 持続可能な新しい社会を切り拓く金融システムー」(以下、「第二次報告書」という。)を公表しました。

第二次報告書は、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」(以下、「第一次報告書」という。)が公表された2021年6月以降のサステナブルファイナンスに関する施策の実施状況、国内外の動向変化、これらを踏まえた課題と施策の方向性等がとりまとめられたものとなり、以下の切り口で整理されています。

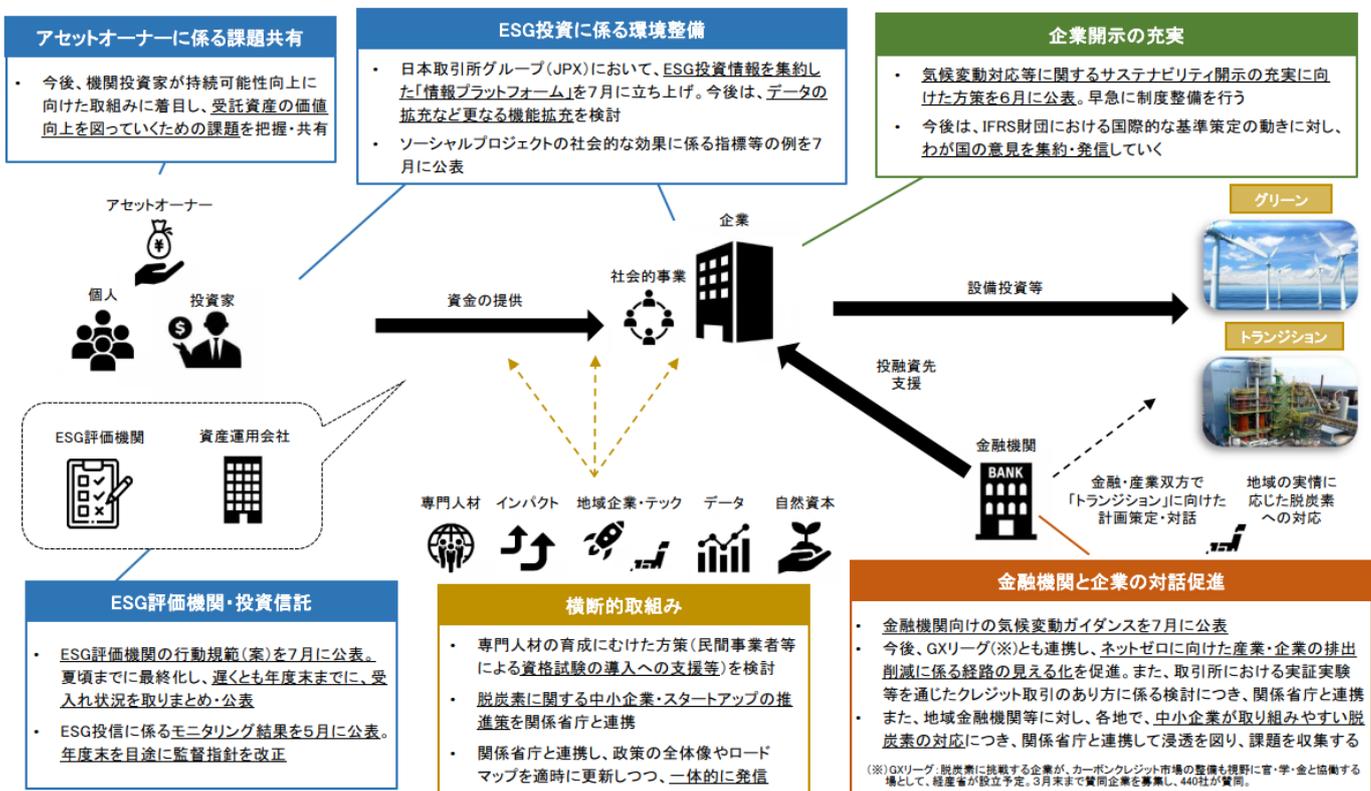
本稿では、主要な論点として(1)から(4)および(5)のインパクト投資における要旨を示します。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 取組みと課題の全体像 | (4) 金融機関の投融资先支援とリスク管理 |
| (2) 企業開示の充実 | (5) 横断的課題 |
| (3) 市場機能の発揮 | (6) フォローアップと対外発信 |

■ サステナブルファイナンスの取組みと課題の全体像

以下の【図1】は、サステナブルファイナンスの全体像を俯瞰し、第一次報告書および第二次報告書を取りまとめたものとなります。

【図1】サステナブルファイナンスの取組みの全体像



出典:金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書概要」

■ 企業開示の充実

企業のサステナビリティ情報は、中長期的な企業価値の維持・向上にとって不可欠であり、第二次報告書では、第一次報告書の公表以降の動きとして、主に以下の点が取り上げられています。

- ▶ 2022年4月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示が求められており、開示の質と量の充実が進みつつある
- ▶ 2022年6月に公表されたディスクロージャーワーキング・グループ報告書では、気候変動や人的資本等のサステナビリティ情報を一体的に提供するため、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設
- ▶ 国際サステナビリティ基準審議会(以下、「ISSB」という。)における基準策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会(以下、「SSB」という。)を中心に、国際的な意見発信や日本における具体的な開示内容の検討
- ▶ ディスクロージャーワーキング・グループでは、今後、サステナビリティ情報に対する保証についても検討

■ 市場機能の発揮

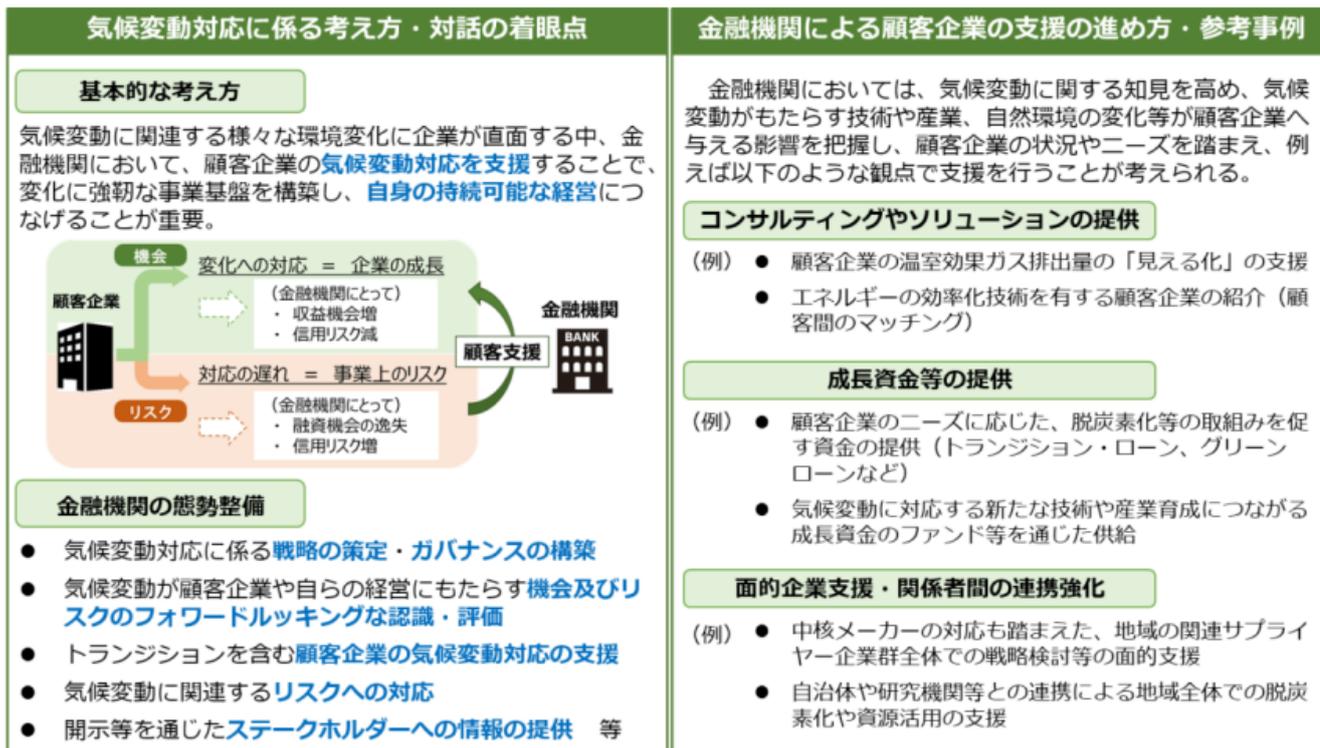
第二次報告書では、以下の5つにおいて、市場機能の発揮に関する提言がなされています。

機関投資家 (アセットオーナー・ アセットマネジャー)	▶ 特に、アセットオーナーが、投資先企業の成長・持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、自らも保有・受託資産の持続的増大を図っていくために現状どのような課題があり得るか、把握・共有を図っていくことが重要
個人に対する 投資機会の提供	▶ ESG投資に取り組む資産運用会社においては、適切なESG投資を実行するために必要な組織体制の構築、明確なESG投資に関する方針の策定等、運用プロセスの高度化に向けた継続的な取組みが期待 ▶ 投資家が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、その他の商品と比較する等して適切な投資判断を行えるよう、適切な情報提供や開示を積極的に進めることも期待
ESG評価・ データ提供機関	▶ 2022年7月に金融庁より公表された「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」の浸透や「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」の賛同・受入状況の一覧の公表、市場関係者間で理解を深めるための機会等についても検討 * 「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」および「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)」については9ページを参照
情報プラットフォーム	▶ 日本取引所グループは2022年7月、債券等の発行情報、発行体のESG戦略、外部評価の情報、インパクトを含むレポート情報等を集約した「情報プラットフォーム」を公開 ▶ ESG債のほか、ESG関連投資信託等の他の金融商品への順次拡大や、開示情報システム等とも連携しながら、情報プラットフォームにおける企業データの集約が期待
ソーシャルボンド	▶ 2021年10月に「ソーシャルボンドガイドライン」が公表され、2022年7月に「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」が公表されており、民間企業におけるソーシャルボンドの発行の促進が期待

■ 金融機関の投融資先支援とリスク管理

金融庁は、2022年7月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表し、金融庁と金融機関との対話の着眼点として、気候変動対応に係る戦略策定、リスクと機会の認識と評価やリスクへの対応等に関する金融機関の態勢整備についての考え方を示しています。次頁の【図2】はその概要となります。

【図2】金融機関向けガイダンスの概要



出典：金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」

また、地域金融機関等に対し、各地で、中小企業が取り組みやすい脱炭素の対応につき、関係省庁と連携して浸透を図り、課題を収集することが重要と指摘しています。

■ 横断的論点 - インパクト投資

官民が連携して、インパクトの計測手法の更なる具体化・浸透等、インパクト投資の好循環を実現するエコシステムを構築していくことが重要であると提言しています。

また、政府の「グローバルヘルス戦略」においても、特にグローバルヘルス分野について、投資により見込まれるインパクトの適切な測定・可視化について検討を行っていくものとしており、こうした動きとも連携していくことが望ましいとしています。

【EY Viewpoint】

- ▶ 本稿に記載の論点以外に、スタートアップと地域企業、データの集約、専門知見の育成等、最近のサステナブルファイナンスに関する論点が幅広く言及されており、第二次報告書は資産運用業に関与される方々にとって有用となります。
- ▶ インパクト投資が徐々に注目されており、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議の下に「インパクト投資に関する検討会」が設置され、インパクト投資の拡大に向けた議論が進められることが想定されることから、インパクト投資の今後の動向に注視しておく必要があります。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】

「2022事務年度金融行政方針」を公表

■ 概要

金融庁は8月31日、「2022事務年度 金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を公表しました。これは、2022事務年度(2022年7月から2023年6月)の金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針を策定したものとなっています。

本稿では、2022事務年度金融行政方針の3つの重点課題の概要を示すとともに、資産運用業者に影響を与える「資産運用の高度化」およびその他の関連トピックについて紹介します。

■ 3つの重点課題

2022事務年度の金融行政は、以下3つを重点課題として取り組むとしています。

重点課題	内容	主な施策
I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	新型コロナウイルス感染症にくわえ、ロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融面から経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋げていく。金融機関による事業者支援の取組みを後押しするとともに、金融機関に対して経営基盤の強化を促していく	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援 ▶ 事業者支援能力の向上 ▶ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立や、事業全体に対する担保権の早期制度化 ▶ 金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保 ▶ 利用者目線に立った金融サービスの普及 ▶ マネロン対策等やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化
II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する	気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援等の社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民の安定的な資産形成に向けた取組み ▶ スタートアップ等成長企業に対する円滑な資金供給 ▶ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業情報の開示の見直し ▶ サステナブルファイナンスの推進 ▶ デジタル社会の実現に向けた環境整備 ▶ 国際金融センターの発展
III. 金融行政をさらに進化させる	内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図り、データ等に基づく分析力を高めるとともに、国内外に対する政策発信力を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融行政の組織力向上 ▶ 国内外への政策発信力の強化

出典:金融庁「2022事務年度金融行政方針」【概要】より抜粋

■ 資産運用の高度化

金融庁は、我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現することにより、国民の安定的な資産形成を促進するためには資産形成を支えるインベストメント・チェーンの各参加者が期待される役割を十分に発揮する必要があるとしています。そのための具体的な取組みの1つとして、資産運用の高度化を促すとしており、昨事務年度の実績と本事務年度の作業計画を示しています。

項目	昨事務年度の実績	本事務年度の作業計画
顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化に向けた資産運用会社との対話	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国の資産運用会社が顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化を確実に進めていくためには、適切にガバナンスを機能させ、「経営体制」、「プロダクトガバナンス」、「目指す姿・強みの明確化」の各課題について、改善や更なる高度化に向けて取組むことが必要。そのため、国内大手資産運用会社およびグループ親会社等との間で、上記の取組みの進捗状況等について対話・検証を実施した ▶ 特に、プロダクトガバナンスについては、実効性の観点から、中長期に投資家に付加価値を提供できていないファンドを具体的に提示し、対応状況を確認した ▶ 上記にくわえて、資産運用会社におけるガバナンス強化の観点から、各社の独立社外取締役との間で、独立社外取締役に求められる役割や専門性を踏まえた機能発揮のための課題等について意見交換を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ガバナンス機能の強化に向けた取組みが、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているかについて、個別ファンドの商品内容・運用状況に関する検証を行いつつ、各社との対話を継続的に実施する ▶ 特に、大手資産運用会社共通の課題と考えられる「顧客利益を最優先に考えたプロダクトガバナンス体制の確立」については、経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているかについて、重点的にモニタリングを行っていく
その他の資産運用の高度化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産運用会社相互の競争および手数料の適正化に資するよう、国内外の公募ファンドや国内のファンドラップを対象に、資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬等に関する調査を実施し、調査結果を公表した ▶ 資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関の機関投資家向けの私募投信の状況についても、引き続き調査・分析を行った ▶ アセットオーナーの機能発揮について、昨今の運用状況がステークホルダーである労働者や株主の利害を十分に反映したものであるか、どのような構造的な問題があるのかといった観点から調査を実施し、調査結果を公表した 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インベストメント・チェーンの機能向上を図るために、企業年金等のオルタナティブ運用等、機関投資家（アセットオーナー）の運用高度化に向けた取組みや運用手法について、調査・分析を行う
資産運用業高度化プログレスレポート	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上述の調査分析結果や各資産運用会社との対話の状況を「資産運用業高度化プログレスレポート2022」としてとりまとめ、公表した 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ モニタリング結果や各資産運用会社との対話の状況を踏まえ、資産運用高度化の進捗についてのレポートを2023年夏に公表する
アセットオーナーとの対話促進	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様なアセットオーナー、アセットマネージャー、所管省庁、有識者、国際機関等が相互に連携し、保有・受託資産の持続的増大を図っていくための対話が行われることを促していく

出典：金融庁「2022事務年度金融行政方針」【実績と作業計画】より抜粋

■ その他の関連トピック

<サステナブルファイナンスの推進>

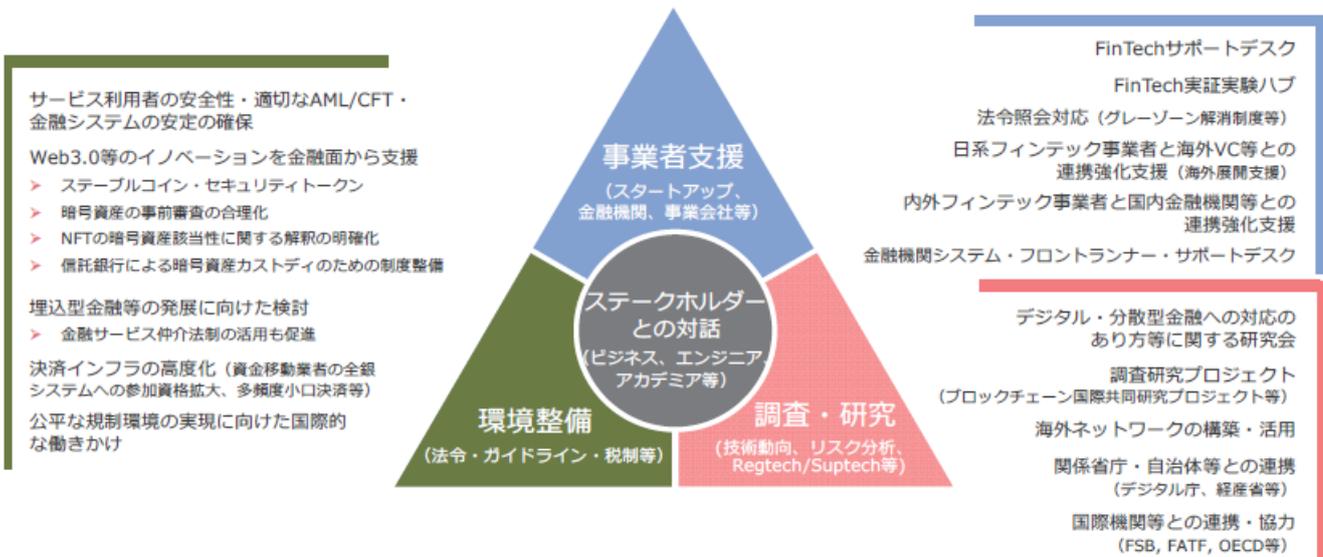
気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の市場が健全に発展するためには、投資家、資産運用会社、ESG評価機関等がそれぞれ期待される役割を果たすことで、金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要としています。そのためアセットオーナーが投資方針を踏まえた的確なESG要素の考慮を通じて、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大の両方を図っていくための課題について、アセットオーナーや関係省庁、国際機関等の関係者と連携し、把握していくとしています。

また、ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正としています。さらに、評価の透明性確保等の観点から、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、国内外の賛同状況を2022年度末までに公表するとしています。

<デジタル社会の実現>

金融庁内でイノベーション推進の司令塔機能を担う部署とフィンテック事業者のモニタリングを担う部署の連携を強化するため両者を一体的に運用する体制の下、新たなサービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、事業者等の支援を一層強化していくとしています（図1）。

【図1】新たな金融サービスの育成・普及に向けた取組みの全体像



出典：金融庁「2022事務年度金融行政方針」【コラム】より抜粋

FinTech実証実験ハブ（前例のないサービスの提供を検討するフィンテック事業者や金融機関が、実証実験を行う際に抱く法令上の解釈の懸念を払拭するために金融庁によって開設されたもの）では、2022年6月末時点では1件について継続的な支援を行っており、3件については、支援を終了し、実証実験結果を公表しています【図2】。引き続き、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続するとしています。

【図2】 FinTech実証実験ハブの直近の支援決定案件の概要

	申込者	実証実験概要	支援決定公表日	実験結果公表日
6	みずほ銀行 グーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント PayPayアセットマネジメント SOMPOアセットマネジメント	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日

出典：金融庁「2022事務年度金融行政方針」【コラム】より抜粋

<国際金融センターの発展に向けた環境整備>

海外資産運用業者等の参入促進に向け、これまで政府一体となって環境整備に取り組んできており、特に、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・監督等の英語でのワンストップ対応の対象は、当初の投資運用業者、投資助言・代理業者等から、2022年3月には一部の証券会社に拡大しています。今後、関係者のニーズ等を踏まえて英語対応の対象をさらに拡大するとともに、必要な体制拡充を行うとしています。

また、国内外の資産運用業者等との対話の強化を通じて、我が国の金融・資本市場を通じた取引や日本企業等への資金供給を促すとともに、資産運用業者等による我が国への進出や業務拡大に向けたニーズ・課題を幅広く把握し、今後の取組みに活かしていくとしています。

【EY Viewpoint】

- ▶ 金融庁は、本稿で示された3つの重点課題に取組み、①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公正性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すとしています。
- ▶ 顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化に向け、資産運用会社のプロダクトガバナンス体制について、経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているかについて重点的にモニタリングを行っていきとされており、適切な対応が求められると思われます。また、本事務年度よりアセットオーナーとの対話促進についても言及されています。
- ▶ ESG投信を取り扱う各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正するとされているため、動向に注視が必要であると考えられます。

その他

Other Update

【GPIF】「2021年度 ESG活動報告」およびその別冊として「2021年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行

■ 概要

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は8月24日、今回で5回目となる「ESG活動報告」(以下、「本活動報告」という。)を刊行しました。

2021年度版は、同年度のESGに関する取組みの紹介やポートフォリオのESG評価等に加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言を受けた分析がさらに充実しています。

また、GPIFは9月30日、本活動報告の別冊として今回で3冊目となる「2021年度 GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」(以下、「本別冊」という。)を刊行しました。

■ 2021年度のESG活動ハイライト

- ▶ 国内株式を対象としたESG指数の追加採用
- ▶ 上場企業向けアンケート
- ▶ エンゲージメント強化型パッシブ運用の追加採用
- ▶ 指数会社・ESG評価会社へのエンゲージメント
- ▶ オルタナティブ資産運用におけるESG
- ▶ 「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行

■ 本活動報告の主なコンテンツ

第一章 ESGに関する取組み

- ▶ ESG指数の採用とESG指数に基づく運用
- ▶ 株式・債券の委託運用におけるESG
- ▶ スチュワードシップ活動とESG推進
- ▶ 指数会社・ESG評価会社へのエンゲージメント
- ▶ オルタナティブ資産運用におけるESG
- ▶ 近年注目が集まる「人的資本」と情報開示について
- ▶ ESG活動の振り返りと今後について

第二章 ESG活動の効果測定

- ▶ ESG指数のパフォーマンス
- ▶ ポートフォリオのESG評価
- ▶ ESG評価の国別ランキング
- ▶ ESG評価間の相関
- ▶ 日本企業におけるジェンダーダイバーシティ
- ▶ ESG情報開示とESG評価の関係

第三章 気候変動リスク・機会の評価と分析

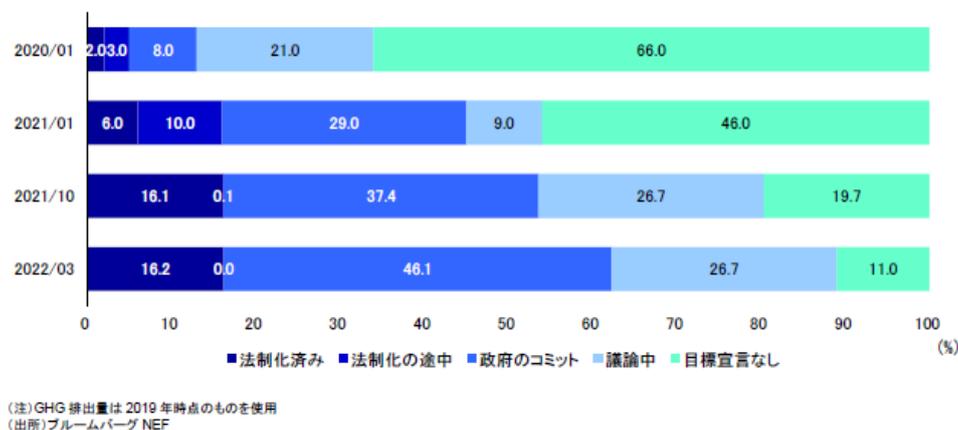
- ▶ 気候関連財務情報の開示・分析の構成と注目点
- ▶ ポートフォリオの温室効果ガス排出量等の分析
- ▶ **カーボンニュートラルの実現に向けた官民の動向分析**
- ▶ 脱炭素社会への移行を見据えた企業の動きとその評価
- ▶ Climate Value-at-Riskを用いたリスクと機会の分析
- ▶ Climate Value-at-Riskを用いた国債ポートフォリオの分析
- ▶ SDGsへの整合性の評価

以降では、本活動報告より新たに行われたカーボンニュートラルの実現に向けた官民の動向分析について、焦点を当てています。

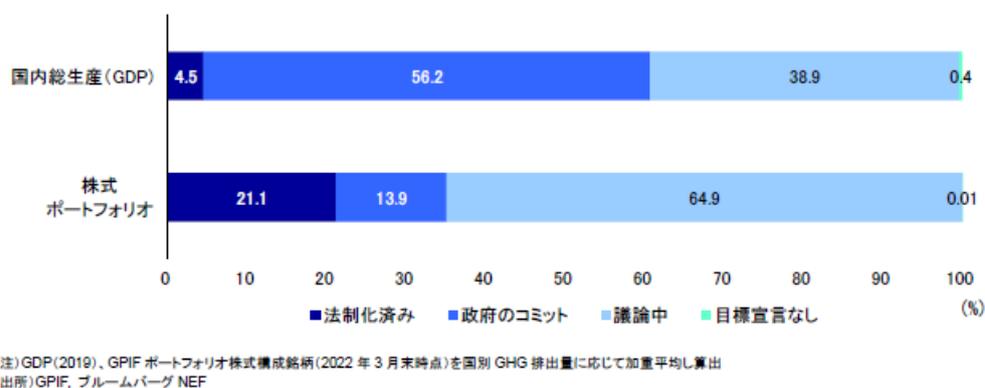
1. 世界のカーボンニュートラル政策の動向

- ▶ 本活動報告および本別冊において、GHG排出量の削減に向けた企業の取組みにも影響する各国のカーボンニュートラルの政策や企業の脱炭素目標の設定状況を整理するとともに、将来の大きな構造変化を可視化するために、ブルームバーグNEF社(以下、「BNEF社」という。)に委託した分析を紹介しています。
- ▶ カーボンニュートラル目標を宣言する国々は増えており、BNEF社のデータによると2022年3月時点で88の国と地域がカーボンニュートラルにコミット(法制化済みまたは政府のコミット)していますが、欧州諸国や日本のように法制化している国はと少なく、大半は法制化前の政府のコミットメントもしくは法制化に向けた議論に入っている状態です。
- ▶ 2019年時点の世界のGHG排出量を全体とした場合、2022年3月時点の排出量のうち89%がカーボンニュートラルにコミットメントもしくはその準備を進めている(図表1-1)一方、国内総生産(以下、「GDP」という。)をベースにした、コミットメントのカバー率においては、99.6%がカーボンニュートラルにコミットもしくはその準備を進めている(図表1-2)ことが確認されています。

図表1-1 カーボンニュートラルに関するコミットメントのカバー比率(温室効果ガス排出量)



図表1-2 カーボンニュートラルに関するコミットメントのカバー比率(GDP)

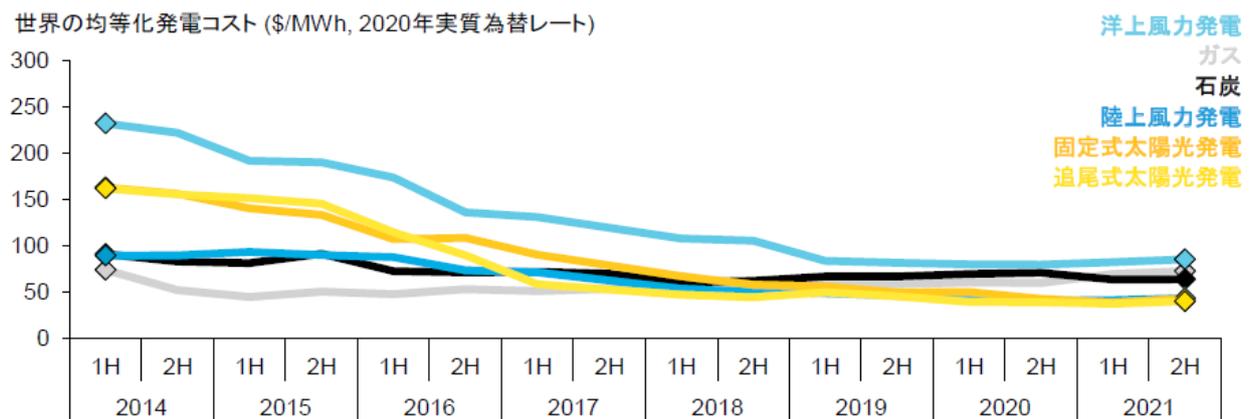


出典: GPIF「2021年度GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」(以下、同様)

2. 脱炭素技術への世界の投資動向

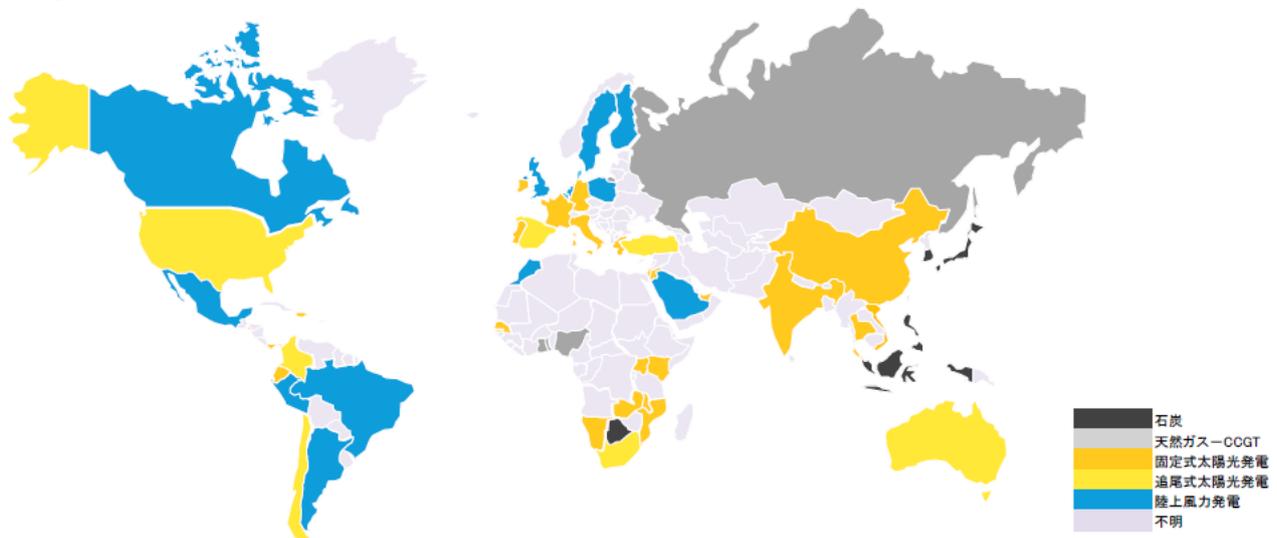
- ▶ カーボンニュートラルの実現には、幅広い産業において、炭素集約度の低いビジネスモデルへのトランジション（移行）が必要であり、そのためには脱炭素技術の実装が前提となります。脱炭素技術の中には、技術進歩等によって価格が低下し、既に従来技術から脱炭素技術への代替が始まっているものもあり、特に洋上風力発電およびメガソーラー（固定式太陽光発電および追尾式太陽光発電）の発電コストは大幅に低下している状況です（図表2-1）。
- ▶ BNEF社の分析によると、今や世界の人口の3分の2以上、世界のGDPのおよそ77%に相当する国々では、陸上風力またはメガソーラーのどちらかが、最も安価な基幹電源となっている一方、石炭が依然最も安価な基幹電源である国は、日本等限られた国となっています（図表2-2）。

図表2-1 世界の均等化発電コスト(LCOE)のベンチマーク



(出所)ブルームバーグ NEF

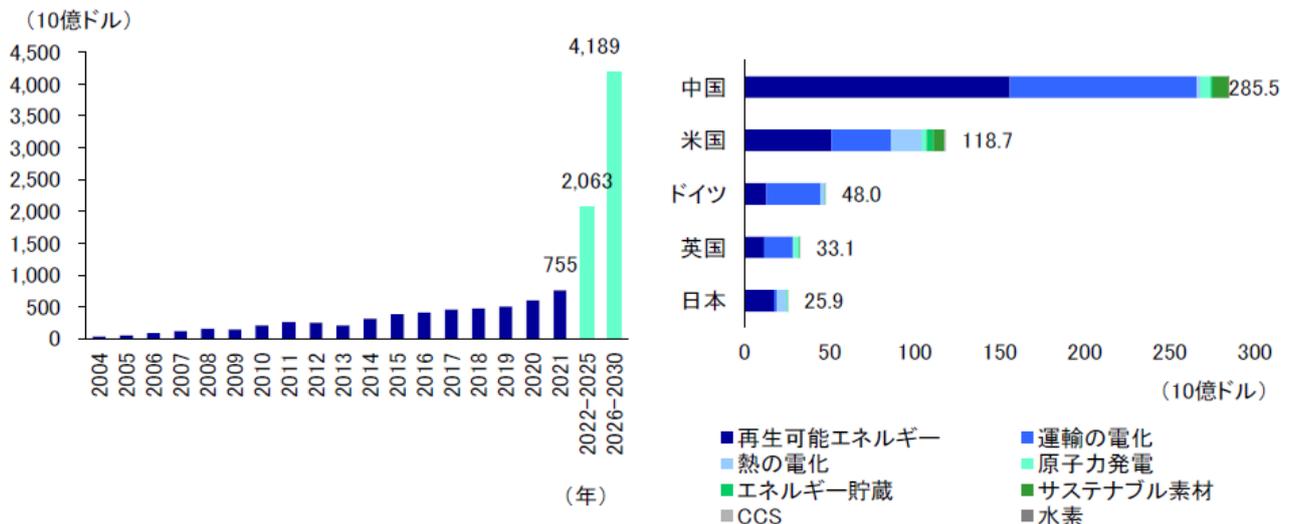
図表2-2 最も安価な発電源(2021年下半年時点)



(出所)ブルームバーグ NEF

- ▶ 多くの脱炭素技術は社会実装に向けて、これから巨額な投資が必要となり、BNEF社の集計によれば、2021年は世界で7,550億ドルの資金が脱炭素技術に関連するプロジェクトに供給されました。とりわけ中国における投資額は2020年対比で60%以上の増額(2,855億ドル)となっており、投資拡大に大きく影響しています。
- ▶ 国際エネルギー機関によると、2050年カーボンニュートラルの実現には世界のクリーンエネルギーへの投資は2030年までに現在の3倍である年間約4兆ドルに到達する必要があるとされており、今後さらにこれらの分野への投資が急拡大する可能性があります。

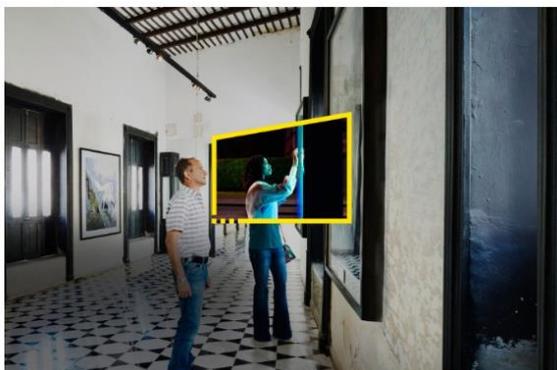
図表2-3 脱炭素技術への投資額の推移



【EY Viewpoint】

- ▶ 本活動報告および本別冊においては、気候変動リスク・機会分析について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ことを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局による「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク」(NGFS)が、2021年6月に公表された気候シナリオに基づいて分析を行っており、世界の動向および世界における日本のポジションを認識する上で有用と考えられます。
- ▶ 気候変動のみならず、ESG関連の情報開示についても、世界で様々な取組みが進められておりますが、情報利用者が正しく理解・判断できるように、日本においても早期に比較可能な情報の開示が期待されていると考えられます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[今日のクライアントが変化しているとしたら、資産運用アドバイスの未来をどう見直しますか](#)

資産運用会社と銀行に求められるのは、人とテクノロジーの融合により、クライアントの生活をより豊かにする、一人一人に合わせた資産運用アドバイスを提供することです。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

<https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/>

【Twitter】

https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】

<https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/> *

【YouTube】

<https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw>

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

https://www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)をご覧ください。

© 2022 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)